

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第3号

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

黒石市外国語指導助手任用規則（平成24年黒石市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章 職務（第3条）

第3章 任用期間（第4条―第6条）

第4章 報酬（第7条）

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第8条―第16条） を

第6章 服務（第17条―第25条）

第7章 懲戒（第26条）

第8章 公務災害補償等（第27条・第28条）

」

「

- 第 2 章 職務（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 任用期間及びその終了（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 章 報酬その他の給付（第 7 条―第 10 条）
- 第 5 章 勤務時間、休日及び休暇（第 11 条―第 16 条）
- 第 6 章 服務（第 17 条―第 27 条）
- 第 7 章 懲戒（第 28 条―第 32 条）
- 第 8 章 公務災害補償等（第 33 条・第 34 条）

」

に改める。

第 1 条中「語学指導等を行う外国青年招致事業により黒石市教育委員会において語学指導等を行う」を削り、「任用」を「勤務条件」に、「、必要な」を「必要な」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）その他の法令並びに市の条例及び当該条例に基づく規則の定めるところによる。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この規則において「外国語指導助手」とは、一般財団法人自治体国際化協会が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業により黒石市教育委員会に配置され、外国語活動及び外国語を担当する指導主事（第 4 条において「外国語等担当指導主事」という。）又は外国語活動若しくは外国語を担当する教員（同条において「外国語等担当教員」という。）の語学指導等の助手として職務に従事する者をいう。

第 6 条を削る。

第 5 条中「執行しなければ」を「遂行しなければ」に改め、同条を第 6 条とする。

第4条第1項を次のように改める。

外国語指導助手の任用期間は、来日した日の翌日から翌年の3月31日まで（次項の規定により再度の任用をされた者にあつては、再度の任用前の任用期間が満了した日の翌日から翌年の3月31日まで）（以下「前半任期」という。）及び来日した日の属する年の翌年の4月1日から前半任期が開始した日の属する年の翌年の応当日の前日まで（同項の規定により再度の任用をされた者にあつては、再度の任用が開始した日の属する年の翌年の4月1日から再度の任用が開始した日の属する年の翌年の応当日の前日まで）（以下「後半任期」という。）とする。

第4条第2項中「任用期間満了後」を「後半任期が満了した後」に、「場合」を「者について」に、「1年間の再度」を「再度1年間に改め、同条を第5条とする。

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 任用期間及びその終了

第3条第1項第1号を次のように改める。

#### (1) 学校における外国語活動及び外国語の授業の補助

第3条第1項第2号を削り、同項第3号中「外国語教材」を「外国語活動教材及び外国語教材の」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「外国語担当教員等」を「外国語等担当教員等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「外国語担当指導主事、外国語担当教員等」を「外国語等担当指導主事、外国語等担当教員等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第8号とし、同条第2項を削り、第2章中同条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(身分)

第3条 外国語指導助手の身分は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する一般職の非常勤職員とする。

第14条から第16条までを削る。

第13条を次のように改める。

(休暇の手續)

第13条 外国語指導助手は、第14条第1項並びに前条第1項第1号から第4号まで及び第9号から第14号までに規定する休暇を取得する場合は予定日数を、同項第15号に規定する休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ教育長に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに教育長に届け出て、その承認を得なければならない。

2 外国語指導助手は、前条第1項第5号から第8号までに規定する休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ教育長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに教育長に届け出なければならない。

3 外国語指導助手は、病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合は、医師の診断書を教育長に提出しなければならない。ただし、3日以内の休暇を取得する場合であっても、教育長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 前項本文の場合において、教育長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

第13条を第16条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

特別休暇は、次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合に付与するものとし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

第12条第1項第1号中「、子」を「又は子」に、「、連続する10日」を「連続する10日」に、「。兄弟姉妹、」を「、兄弟姉妹又は」に、「、連続する5日の範囲内の期間。」を「連続する5日の範囲内の期間」に改め、同項第2号中「外国語指導助手」の次に「本人」を加え、同項第5号中「14週間」を「、

14週間」に改め、同項第10号を同項第15号とし、同項第9号中「期間」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が複数の場合にあつては、10日）」を加え、同号の次に次の5号を加える。

(10) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母、孫、兄弟姉妹等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため勤務しないことが認められる場合 一の年度において5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日）以内で必要と認められる期間

(11) 引き続き在職した期間が1年以上あり、かつ、介護休暇（前号に規定する休暇をいう。以下この項において同じ。）の開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる外国語指導助手（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任用期間が満了し、かつ、再度の任用がないことが明らかである者を除く。）が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(12) 引き続き在職した期間が1年以上あり、かつ、介護休暇の開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる外国語指導助手（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任用期間が満了し、かつ、再度の任用がないことが明らかである者を除く。）が要介護者を介護するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

(13) 妊産婦である外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週ま

では4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産の日までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間

(14) 妊娠中の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間

第12条第2項を次のように改め、同条を第15条とする。

2 前項第1号から第4号まで及び第15号に規定する特別休暇の期間は有給とし、同項第5号から第14号までに規定する特別休暇の期間は無給とする。

第11条第2項中「以下この項」を「次項」に改め、同条第3項中「承認された期間」の次に「（第28条第2項第1号に掲げる休職期間を含む。）」を加え、「期間の」を「期間との」に改め、同条第4項中「報酬を支給する」を「有給とする」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項中「1の任用期間」を「第5条第1項に規定する任用期間中」に改め、同項ただし書中「任用初年度」を「任用1年目」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に、「任用初日から6月を経過した日前」を「当該日前」に改め、同条第4項中「任用期間満了後再度任用される」を「第5条第1項の任用期間を満了した後、教育委員会が再度任用する」に、「12日間」を「12日」に改め、同条第5項中「妨げる」の次に「と認める」を加え、同条を第13条とする。

第9条第2項中「教育長は、前項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず、教育長は」に、「前項の休日」を「同項の休日」に改め、同条を第12条とする。

第8条第2項中「勤務時間」を「前項の勤務時間」に改め、「毎日」を削り、「勤務を」を「、勤務を」に改め、同項ただし書中「午後零時15分」を「月曜日から金曜日までの正午」に、「休憩時間」を「、休憩時間」に改め、「とし、この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるもの」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、外国語指導助手に対し、同項に規定する勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。この場合において、当該勤務を命じた時間が属する週から起算して、4週間後の週までに勤務を要しない時間を指定することとし、当該4週間を平均して1週間当たり35時間を超える勤務をさせないものとする。

第8条第4項を削り、同条を第11条とする。

第7条第1項中「黒石市外国語指導助手等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成24年黒石市条例第15号）第3条第4項」を「前条第4項」に改め、「額を」の次に「同条第1項の」を加え、第4章中同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（費用弁償）

第9条 外国語指導助手が職務を行うため旅行するときは、黒石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成5年黒石市条例第3号）の規定により、その費用を弁償する。この場合において、当該費用弁償の額は、同条例の適用を受ける課長補佐の職務にある者の例により計算した額とする。

2 外国語指導助手が赴任し、及び帰国するときは、その費用を弁償する。ただし、帰国のための費用については、次に掲げる条件を全て満たす外国語指導助手に限り弁償するものとする。

(1) 後半任期を満了すること。

(2) 後半任期を満了した日の翌日から起算して1月以内に、日本において市又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

(3) 後半任期を満了した日の翌日から起算して1月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により後半任期を満了する日前に帰国する場合で、教育長がやむを得ないと特に認めたときは、帰国のための費用を弁償することができるものとする。

(損害賠償)

第10条 市は、外国語指導助手が正当な理由がなく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第4章中第7条の前に次の1条を加える。

(報酬の額等)

第7条 外国語指導助手の1月当たりの報酬の額は、別表の左欄に掲げる任用区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が黒石市の休日に関する条例（平成2年黒石市条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日とする。

3 外国語指導助手の勤務が月の途中から開始し、又は月の途中で終了した場合の当該月の報酬の額は、その支給対象となる期間の実日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の1時間当たりの額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 報酬その他の給付

第5章の章名を次のように改める。

第5章 勤務時間、休日及び休暇



第18条の見出しを「（人事評価）」に改め、同条中「勤務成績の評定」を「別に定める規程に基づき人事評価」に改める。

第21条中「また」を削る。

第8章中第28条を第34条とする。

第27条中「労働者災害保険法（昭和22年法律第50号）」を「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は青森県市町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年青森県市町村総合事務組合条例第1号）」に改め、同条を第33条とする。

第26条第1項中「に次の各号」を「が次の各号」に改め、「事由が生じた」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、規則その他市の機関が定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

第26条第2項中「各処分」を「処分」に改め、同項第4号中「弘前労働基準監督署の認定を受け、」及び「ものとする」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

第7章中第26条を第29条とし、同条の次に次の3条を加える。

（休職期間中の報酬）

第30条 第28条第2項第1号の規定による休職の期間中の報酬は、勤務できない事由が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中は、報酬から公務災害補償等により得られる給付を差し引いた全額を支給する。

2 第28条第2項第1号の規定による休職の期間中の報酬は、勤務できない事由が前項に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、

30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

3 第28条第2項第2号の規定による休職の場合は、その休職の間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第31条 教育長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国語指導助手を勤務させない。

(1) 感染症の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間の報酬の支給については、前条第2項の規定を準用する。

(休職の手続)

第32条 第28条第2項第2号に掲げる事由による休職又は前条第1項の規定による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を教育長に届け出なければならない。

2 病気又は負傷のため休職の申請をする場合の手続については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

第7章中第26条の前に次の1条を加える。

(免職、休職等)

第28条 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反してこれを免職することができる。

(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職若しくは過員を生じた場合

2 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第15条第1項第5号及び第6号に掲げる場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第31条第1項に規定する疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。第30条の日数において同じ。）を超える場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合（黒石市職員の分限に関する条例（平成19年黒石市条例第30号）第7条第1項に規定する場合を除く。）

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

第6章中第25条を第27条とする。

第24条の見出し中「宗教活動等」を「宗教活動」に改め、同条中「又は政治活動を行っては」を「をしては」に改め、同条を第26条とする。

第23条を次のように改める。

（営利企業等の従事制限）

第23条 外国語指導助手は、語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 外国語指導助手は、前項に規定するいずれかの行為をする場合又は組織の役員となる場合は、事前に教育長に届け出て、その許可を受けなければならない。

第23条を第25条とする。

第22条を次のように改める。

(ハラスメントの禁止)

第22条 外国語指導助手は、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント若しくはパワーハラスメントにより、又はこれらを疑われる言動により他の職員に不快感を与える等就業環境を害してはならない。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

(政治的行為の制限)

第22条 外国語指導助手は、地方公務員法が禁止する政治的行為をしてはならない。

(争議行為等の禁止)

第23条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第7条関係)

任用区分	報酬の額
任用1年目	280,000円
任用2年目	300,000円
任用3年目	325,000円
任用4年目及び5年目	330,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の黒石市外国語指導助手任用規則の規定により任用されている外国語指導助手は、この規則による改正後の黒石市外国語指導助手任用規則の相当規定により任用されたものとみなす。